

業務部速報



No. 49

発行 25. 9. 24

JR東労組 業務部

「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について(その2)」に関する申し入れ提出⑥ 申5号

【企業型確定拠出年金の導入】4項目

1. 企業型確定拠出年金への移換額の移行係数について見直すこと。
2. 企業型確定拠出年金の毎月の拠出金については、等級による拠出金の格差を是正し、勤続年数を反映した拠出金とすること。
3. 退職手当の廃止に伴い、早期退職者に対しては、特別加算金制度に準じて支給すること。
4. 企業型確定拠出年金については、不明点が多く、運用方法やリスク管理に関する教育・サポート体制の観点から説明会を毎年開催すること。

【経過措置】4項目

1. 経過措置を算出する計算式から、ベースアップ増加分を除外すること。
2. 経過措置の算定対象に含まれる乗務員手当において、道路工事や自然災害等の影響により運休している線区（陸羽西線・陸羽東線・米坂線）については、運休する以前の額を用いること。
3. 経過措置の算定対象に、深夜早朝手当および夜間看護手当を追加すること。
4. 経過措置について、5年経過後においても、定められた金額を下回る場合は継続して措置すること。

【福利厚生の見直し】3項目

1. カフェテリア・プランをさらに充実するため、カフェテリアポイントを500ポイントとすること。
2. 宿泊予約のキャンセル料に対して、カフェテリアポイントでの補助を可能とすること。
3. 福利厚生の見直しについて、全組合員が活用できるように各職場において説明会を実施すること。

【実施期日】2項目

1. 組合員が納得感の持てる制度改正とするため、労使議論を十分に行うこと。また、労使議論を成熟させる努力を惜しまず行うこと。
2. 業務管理規程を含めた規程類の変更点が多く発生することから、実務者を集めた教育・研修を実施日までに開催すること。

以上、全70項目